

JCAS 0001-2010「リスクアセスメント実施要領」の改正について

1 主な改正点

(1) リスクアセスメント実施記録の新たな様式を「別添 1-1」として追加した。

本様式と従来の「別添 1」の様式との相違は次の 2 点。(下記の様式参照)

- ①「基本条件」欄の追加(「基本条件」については、2. 1 を参照)
- ②「承認年月日」欄の追加

<別添 1 の様式>

| リスクアセスメント実施記録 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|-----------|---------------|-------|----------|----------|---------------|-------|----------|-------|---------|----|
| リスクアセスメント対象職場 | | 実施年月日 | リスクアセスメント実施部門 | | | | 承認部門 | | | | | |
| | | | 実施管理者 | | 実施者 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 作業名 | 危険性と発生のおそれのある災害 | 既存の災害防止対策 | リスクの見積り | | | リスク低減措置案 | 措置実施後のリスクの見積り | | | 対応措置 | | 備考 |
| | | | 重篤度 | 発生可能性 | 優先度(リスク) | | 重篤度 | 発生可能性 | 優先度(リスク) | 措置実施日 | 次年度検討事項 | |
| | | | | | | | | | | | | |

<別添 1-1 の様式>

| リスクアセスメント実施記録 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|-----------|---------|-------|----------|----------|---------------|-------|----------|-------|---------|----|
| 対象職場 | | | | | 実施年月日 | | | | 承認年月日 | | | |
| | | | | | 実施部門 | | | 承認部門 | | | | |
| 基本条件 | | | | | 実施管理者 | 実施者 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 作業名 | 危険性と発生のおそれのある災害 | 既存の災害防止対策 | リスクの見積り | | | リスク低減措置案 | 措置実施後のリスクの見積り | | | 対応措置 | | 備考 |
| | | | 重篤度 | 発生可能性 | 優先度(リスク) | | 重篤度 | 発生可能性 | 優先度(リスク) | 措置実施日 | 次年度検討事項 | |
| | | | | | | | | | | | | |

(2) 別冊(実施事例集)に移動式クレーンに関する事例を追加した。

2 改正内容の詳細

2. 1 規格の改正（改正部分を下線で示す）

| 項目 | 旧規格：JCAS 0001-2008 | 新規格：JCAS 0001-2010 |
|--------|---|---|
| 表紙 | Procedures for risk assessment of cranes etc. | Procedures for risk assessment of cranes_etc. |
| 4. | a) クレーン等を設置し、使用し、移転し、変更し、又は解体するとき | a) クレーン等を <u>組立・設置</u> し、使用し、 <u>移転・移動</u> し、変更し、又は解体するとき |
| 5. | 添付の「リスクアセスメント実施記録」（別添 1）用紙を… | 添付の「リスクアセスメント実施記録」（ <u>別添 1 又は別添 1-1</u> ）用紙を… |
| 5.3 | e) 激突 | e) 激突（ <u>「激突され」を含む。</u> ） |
| 7. | — | <u>7.「基本条件」（別添 1-1 の用紙を用いる場合）リスクアセスメントを実施するに当たり、対象とするクレーン等に対する法的規制（各種検査や資格等）への対応状況等を明確にしておく方がよいと判断された場合に、それらを基本条件として本欄に記載する。</u> |
| 解説 3. | b) リスクアセスメント：リスクアセスメントと KY（危険予知活動）…。KY はリスクアセスメントとして… | b) リスクアセスメント：リスクアセスメントと <u>危険予知活動（KY 活動）</u> …。KY <u>活動</u> はリスクアセスメントとして… |
| 解説 5. | — | <u>5. リスクアセスメント実施手順</u> リスクアセスメント実施記録の例として、 <u>別添 1 及び別添 1-1 の 2 つの様式を示した。後者の様式は、基本条件を明確にしておく方がよいと判断された場合に使用する。ただし、必ずしもこれらの様式に限定されるものではない。</u> |
| 解説 5.3 | b) はさまれ…物にはさまれる状態 e) 激突…人が主体となってもものに当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 | b) はさまれ… <u>人が</u> 物にはさまれる状態 e) 激突… <u>つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等、人が主体となってもものに当たった場合をいうが、飛来・落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合（「激突され」という。）も含む。</u> |
| 解説 5.6 | b) 本質安全化対策 c) 安全保護対策 d) 個人用保護具対策 e) 教育・訓練 | b) <u>工学的対策（インターロック、ガード、安全装置等の設置等）</u> c) <u>管理的対策（マニュアルの整備、立入禁止措置、教育訓練等）</u> |

| | | |
|-------|------|---|
| | | d) <u>個人用保護具の使用（保護帽、手袋等）：a)からc)までの措置により除去されなかった危険性に対する措置で、この措置により、a)からc)までの措置の代替を図ってはならない。</u> |
| 解説 7. | 「備考」 | <p>「基本条件」 基本条件の例としては、次のようなものがある。</p> <p>a) <u>使用機械は、整備済、定期自主検査済、性能検査等実施済である。</u></p> <p>b) <u>関係作業者は、全て有資格者である。</u></p> <p>c) <u>関係作業者は、基本的に常に安全作業を行い、作業標準に従う者であることを原則とするが、作業環境の影響で近道反応、錯誤等の不安全行動を行うこともある。</u></p> |
| 解説 8. | — | 「備考」 |

2. 2 別冊（実施事例集）の改正

今回追加した移動式クレーンに関する事例の目次を以下に示す。

対象機種としては、タワー式クローラクレーンとラフテレーンクレーンを選定した。

実施事例は、別冊（実施事例集）として販売していますので、購入をお願いします。

| | |
|-----------------------------|------|
| 5. 移動式クレーン | |
| 5.1 クローラクレーン | |
| (1) タワー式クローラクレーンの搬入・組立作業 | |
| リスクアセスメント実施記録（例） | 5-1 |
| 同 上 作成説明書 | 5-7 |
| (2) タワー式クローラクレーンの荷役作業 | |
| リスクアセスメント実施記録（例） | 5-10 |
| 同 上 作成説明書 | 5-12 |
| (3) タワー式クローラクレーンの解体・搬出作業 | |
| リスクアセスメント実施記録（例） | 5-14 |
| 同 上 作成説明書 | 5-18 |
| 5.2 ラフテレーンクレーン | |
| (1) ラフテレーンクレーンの現場到着・作業準備・退出 | |
| リスクアセスメント実施記録（例） | 5-19 |
| 同 上 作成説明書 | 5-22 |
| (2) ラフテレーンクレーンの荷役作業 | |
| リスクアセスメント実施記録（例） | 5-24 |
| 同 上 作成説明書 | 5-27 |